

埼玉県教育局県立学校部
特別支援教育課長 佐藤裕之様

前略ごめんくださいませ。

私が佐藤様宛てに発信した9月27日付けの手紙（以下、927手紙）に対する返事だとする、10月14日付けの佐藤課長名によるお手紙（以下、1014書簡）を10月19日に受領し、拝見しました。お忙しいなか、お返事を頂いたことに御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、私が佐藤様宛てに発信した8月22日付けの手紙（以下、822手紙）に対する返事だとする9月22日付けの佐藤課長名によるお手紙（922書簡）で、822手紙での質問に対する回答がなされていなかったのと同様に、1014書簡にも、927手紙での質問に対する回答が一切なされていません。依然として、822手紙での質問に対する回答はなされていません。

これら事実及び1014書簡に「お考えは理解させていただいたつもりです」と書かれているところに鑑みると、927手紙でも触れたとおり、822手紙による質問は無論、927手紙による質問に対しても、“埼玉県教育委員会は文書での回答はしない”という意思を示されたものとしか解しようがありません。ただ、この理解が私の思い込みだといけませんので、確認のため、以下、改めてお尋ね申し上げます。

第1 822手紙による質問について

1. 埼玉県教育委員会として文書での回答をするのか、しないのか。
2. 回答をするとして、その期限となる年月日はいつか。

第2 927手紙による質問について

1. 埼玉県教育委員会として文書での回答をするのか、しないのか。
2. 回答をするとして、その期限となる年月日はいつか。

もし、上記各手紙の質問事項に対し埼玉県教育委員会が文書で回答されるのであれば、以上2項目合計4点につき、本書到達後2週間以内に文書にてお知らせ頂きますようお願い申し上げます。

以上、1014書簡に対する私の返事と致します。草々

2011年10月20日

(住所省略)

広 田 博 志 (署名押印)